

基監発 0511 第 1 号
平成 24 年 5 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場
に対する合同監督・監査の実施について

平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道において、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生した。

この事故を受けて、国土交通省においては、この種の高速ツアーバスの安全性の確認と運行実態の把握を早急に行い、再発防止に万全を期すため、平成24年5月2日付け国自安第14号、国自旅第94号「高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者に対する重点監査の実施について」(別添参照)に基づき、貸切バス事業者のうち高速ツアーバスを運行している全国の事業者約200者に対して重点監査を実施するとしているところである。

厚生労働省としても、当該事故の重大性に鑑み、労働基準関係法令等の違反の有無に係る効果的な指導を行い、もって貸切バス事業者のバス運転者に係る労働条件の確保・改善に資する観点から、これらの事業場に対して監督指導を実施することとし、国土交通省とも調整の上、原則として今回の国土交通省における重点監査との合同監督・監査として実施することとした。

については、その実施について、下記によることとしたので、適切に対応されたい。

記

1 対象事業場

貸切バス事業場のうち高速ツアーバスを運行する事業場とすること。

2 実施時期

平成24年5月から6月の間とし、具体的日程については地方運輸機関と調整すること。

3 実施方法

具体的な実施方法については、平成20年3月19日付け基監発第0319001号「自動車運転者の労働条件確保のための地方運輸機関との合同監督・監査の実施について」記の4によることとし、特に「(1) 合同監督・監査は、原則として予告することなく実施すること。」に十分留意すること。

国自安第14号

国自旅第94号

平成24年5月2日

各地方運輸局自動車交通部長（関東・近畿を除く） 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者に対する重点監査の実施について

自動車運送事業者にあつて、輸送の安全が最優先であることは、機会あるごとに周知徹底してきたところであるが、平成24年4月29日午前4時40分頃、群馬県内の関越自動車道上り線において、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生した。

これを受け、国土交通省においては、この種の高速ツアーバスの安全性の確認と運行実態の把握を早急に行い、再発防止に万全を期すため、下記により重点監査を実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 実施期間

平成24年5月及び6月

2. 対象事業者

貸切バス事業者のうち高速ツアーバスを運行する者

3. 重点項目

- ① 拘束時間、連続運転時間、休憩の取得状況等及びこれらに関する運転者に対する指導・監督の状況等過労運転の防止に関する措置

- ② 損害賠償保険の締結状況
- ③ 旅行者からの運送依頼の状況

報道関係者のみなさま

平成 24 年 7 月 18 日 (水)

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

美濃 芳郎

副主任中央労働基準監察監督官 鈴木 伸宏

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

高速ツアーバスを運行する貸切バス 事業場に対する監督指導実施状況

～ 多くは地方運輸機関と合同で監督・監査を行い、労働基準関係法令の違反などを確認・指導 ～

厚生労働省では、平成 24 年 4 月 29 日の関越自動車道でのバス事故を受けて、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場（339 件）に対し、主に 5 月、6 月に、監督指導（多くは地方運輸機関と合同で実施。）を実施しました。

この監督指導の際に認められた、自動車運転者に関する労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反の状況は別紙のとおりであり、これらの違反が認められた事業場に対しては、是正勧告書を交付し、是正に向けた指導を行いました。

高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する監督指導実施状況

1 監督指導実施状況

監督実施事業場数（主に5月・6月に実施） 339件

うち、労働基準監督署と地方運輸機関との
合同監督・監査数（5月・6月実施分） 245件

2 バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数	主 要 違 反 事 項		
		労働時間	休 日	割増賃金
339	324	219	37	101
	(95.6)	(64.6)	(10.9)	(29.8)

(注) 1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反(労働基準法、労働安全衛生法等)が認められた事業場数である。

2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る違反が認められた事業場数である。

3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

3 バス運転者に関し、何らかの改善基準告示の違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数	改 善 基 準 告 示 違 反 事 項					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
339	260	126	209	131	59	108	16
	(76.7)	(37.2)	(61.7)	(38.6)	(17.4)	(31.9)	(4.7)

(注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。

2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。

3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

バス事業場に対する監督指導において、何らかの労働基準関係法令
の違反、改善基準告示の違反が認められた状況の年別推移

	平成21年	平成22年	平成23年
監督実施事業場数	254	177	214
労働基準関係法令違反事業場数	195 (76.8)	144 (81.4)	170 (79.4)
改善基準告示違反事業場数	140 (55.1)	109 (61.6)	133 (62.1)

(注) () 内は監督実施事業場に対する何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数の割合 (%) 及び何らかの改善基準告示の違反が認められた事業場数の割合 (%) である。

バス事業場に対する監督指導において、何らかの
労働基準関係法令の違反が認められた状況 (平成23年)

監督実施 事業場数	労働基準関係 法令の違反 事業場数	主 要 違 反 事 項		
		労働時間	休 日	割増賃金
214	170 (79.4)	109 (50.9)	13 (6.1)	45 (21.0)

(注) 1 「労働基準関係法令の違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
2 「主要違反事項」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。
3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

バス事業場に対する監督指導において、何らかの
改善基準告示の違反が認められた状況 (平成23年)

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
214	133 (62.1)	60 (28.0)	102 (47.7)	64 (29.9)	20 (9.3)	32 (15.0)	9 (4.2)

(注) 1 「改善基準告示違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。
2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。
3 () 内は、監督実施事業場数に対する割合 (%) である。

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」について

趣旨

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」(改善基準告示)は、バス、タクシー、トラック等の自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

内容(バスについて)

○ 拘束時間【始業から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]

総拘束時間 原則 4週間平均で1週間65時間

最大拘束時間 原則 1日16時間(※1)

(ただし、1日15時間超は週2回以内)

○ 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】

原則 継続8時間以上

○ 最大運転時間

原則 2日平均で1日9時間

4週間平均で1週間40時間

○ 連続運転時間

4時間以内(※2)

○ 休日労働

2週間に1回以内、

かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※1 1日の原則的な拘束時間は13時間以内。

※2 運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。